## 第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

## 1 情報化社会の進展状況

全国におけるインターネットの人口普及率は，83．4 \％（総務省「通信利用動向調査（令和 2 年）」）となっている。

情報化社会の進展は，生活の利便性を向上させるとともに，新たな知的価値や産業を創造する一方で，人間関係などに負の影響を及ぼしたり，子どもや若者が犯罪 の被害者あるいは加害者となる恐れがある。

## （1）小中学生のインターネットにつながる情報端末の所有状況

令和 3 年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施した情報端末の使用状況及 び学校における指導状況の定期調査（後期）では，インターネットに接続できる機器 の所有率は，アンケートに回答した全児童生徒のうち小学生で $81.2 \%$（携帯電話（ス マートフォンを含む。）は $36.7 \%$ ），中学生で $94.8 \%$（同 70．9 \％）達し，インターネ ットの利用がかなり普及している様子がうかがえる。その一方で，有害サイトへの接続を防ぐフィルタリングを「している」と回答したのは小学生で $38.2 \%$（ 1 年生を除く），中学生で $51.3 \%$ と設定率が低いことが懸念される。

## 2 子ども・若者を取り巻く有害環境等

## （1）S N S に起因した被害児童数の推移

近年は，Twitter やLINE などのS N S を介して子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生しており，S N S に起因した被害児童数は令和元年に 2， 000 人を超えた。令和 3 年は前年比でやや減少し，1， 812 人となった。

子どもや若者がネット上の犯罪・トラブル等に巻き込まれないことはもちろん のこと，安心してインターネットを利用できるよう，学校現場•地域における対策が求められている。
※S N S とは，ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録するとインターネット上で友人などと交流することができる。

図表3－1 SNSに起因した被害児童数（全国）

（年）

## （2）本県におけるSNSに起因した福祉犯被害数

本県においても，福祉犯被害のらちS N Sを介した被害があり，令和 3 年は福祉犯被害児童の $20.0 \%$ が S N S に起因した被害となっている。
※福祉犯とは，児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え，少年の福祉を害する犯罪をいう。

図表3－2 SNS利用に起因した福祉犯被害児童数（山形県）


資料：山形県警察本部人身安全少年課

## （3）子供を対象とした犯罪•声かけ等事案／薬物犯罪の状況

本県における小中高校生の登下校時等の声かけ等事案の認知状況については，令和2年，3年は前年比で減少している。年間200件を超える事案があり，子どもの安全を確保するためには，地域における見守り活動が重要である。

薬物犯罪については，全国で大麻事犯検挙人数が過去最高を更新し，若年層の増加傾向が継続しており，大麻事犯の若年化が懸念される。県では平成28年4月1日に「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を施行し，県民一丸と なって薬物乱用を防止する環境の整備を行っている。

図表3－3 子供を対象とした犯罪•声かけ等事案（山形県）


資料：山形県警察本部人身安全少年課「子どもを対象とした犯罪•声かけ等の取扱状況（令和 3 年）」

## 図表 3－4 薬物事別検挙人員の推移（全国）



資料：警察庁「令和 2 年における組織犯罪の情勢」

図表3－5 大麻事犯年齢別検挙人数の推移（全国）


資料：警察庁「令和 2 年における組織犯罪の情勢」

